

## 「燃料サーチャージ制」について（平成 30 年 11 月 1 日改定）

弊社では、平成 20 年 8 月に国土交通省に燃料サーチャージ料金の届出を行い、同年 10 月より適用実施しております。

私ども運送業界における主要な経費のひとつであります軽油価格は、世界の政治・経済状況等の変化に伴う原油価格に大きく左右され推移している状況にあります。海外の原油市況は、石油輸出国機構（OPEC）とロシアなど主要非加盟産油国が 9 月 23 日の会合で原油の増産を見送ったことにより、供給不足懸念が根強くあることに加え、11 月上旬にも米トランプ政権によるイランへの経済制裁が再開する見通しとなり、イラン産原油の供給減懸念が原油価格の上昇圧力を増しています。軽油価格も 23 か月連続で前年同月比大幅な上昇となり、直近 3 か月間の動向でも価格の値上がりは顕著となっていることで、企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況となっています。そうしたなか、燃料サーチャージの導入につきましては、国土交通省が発表した「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」に基づき、弊社におきましても、平成 20 年 10 月より適用しております。

弊社と致しましても、同制度の適用以降、様々な環境変化に対応すべく全力を挙げて経費削減に取り組んでおりますが、高値圏で推移する燃料費の負担、ドライバーの不足による備車費や人件費の高騰等、多くのコストアップ要因が重なり、依然企業収益が圧迫される状況が続いております。

つきましては、引き続き燃料サーチャージ制の適用と、サーチャージ料金収受につきましてのご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

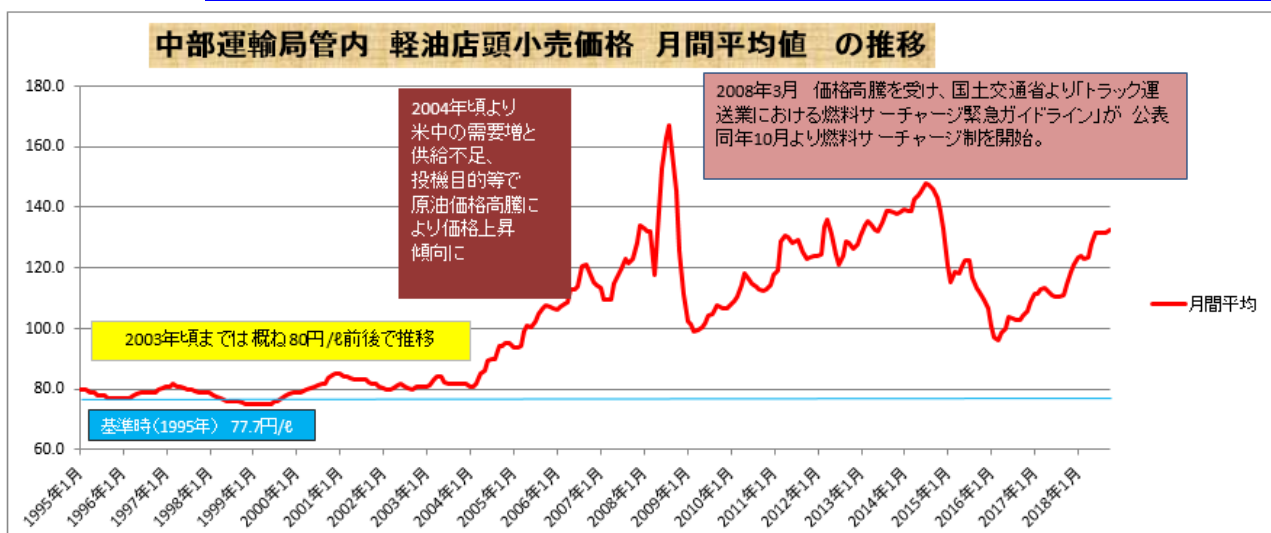
### 燃料サーチャージ制とは

燃料サーチャージとは、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度です。現状の燃料価格が基準とする燃料価格より一定額以上上昇した場合には、上昇の幅に応じて燃料サーチャージを設定又は増額改定して適用するものです。一方、燃料サーチャージの設定時点より下落した場合には、その下落幅に応じて減額改定し、また、燃料価格が沈静化し、基準とする燃料価格より低下した場合にはこれを廃止致します。

### 【現在の料金適用燃料価格】

※価格は全て資源エネルギー庁発表の石油製品価格調査（軽油現金価格）の中部運輸局管内の平均単価を使用

[http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum\\_and\\_lpgas/pl007/results.html#headline1](http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/results.html#headline1)



適用期間：平成30年11月1日～平成31年1月31日ご出荷貨物分

方式：集荷+配達+幹線の合計サージ（全日本路線連盟方式）

基準価格：基準時の店頭価格 77.7円/ℓ / 平成20年8月届出時（6月）の店頭価格 152.0円/ℓ  
⇒ 上昇額：74.3円/ℓ

適用価格： 対象月 軽油単価

平成30年7月	131.6円/ℓ
平成30年8月	131.5円/ℓ
平成30年9月	132.6円/ℓ

3カ月 平均 131.9円/ℓ  
⇒ 上昇額：54.2円/ℓ

適用運賃表：⑥を使用（130.0円超～140.0円）

注）上昇額に応じた適用運賃表を使用し、適用しています。

改定条件：3ヶ月間の店頭平均価格を計算し、3ヶ月間の最終月の翌々月から改定します。

廃止条件：3ヶ月間の店頭平均価格が77.7円/ℓを下回った場合、3ヶ月間の最終月の翌々月から廃止します。

適用につきましての詳細は、最寄りの支店までご連絡下さい。

HPでの検索は → <https://sline.co.jp/group/search.php> より